

SAGAPAPA育休アシスト奨励金

問い合わせ先
男女参画・女性の活躍推進課

県内事業所において、
男性従業員が育児休業を取得する場合、奨励金を交付！

共家事・共育児を応援！

男性の育休取得が進みづらい理由
「職場の雰囲気・理解不足」
「収入減少の不安」など



- ・男性労働者に通算14日以上の子育休取得させた事業主に奨励金を支給
- ・男性労働者に育児休業給付金とは別に手当等を支払った事業主に奨励金を支給

事業主には

定額20万円（1回限り）

※同僚への手当や人材確保に係る経費等に活用可



育休取得者には

最大3千円／日（対象者1名につき28日目まで）

- ※育休取得者に収入補填の手当を支給した事業主に交付
- ※国の出生後休業支援給付金を受給した期間は対象外

